

議案第6号

愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成31年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、指定居宅介護支援事業者指定申請手数料等の額を定めるため必要があるからである。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）その他諸証明の項の次に次のように加える。

指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	1件	30,000 円	当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合を除く。
指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	1件	10,000 円	当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合を除く。
指定居宅介護支援事業者指定申請手数料	1件	30,000 円	
指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	1件	10,000 円	
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料	1件	30,000 円	当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合の申請及び同一の事業所において一体的に同種のサービスを行うために指定地域密着型サービス事業者の指定の申請と同時に

			行う指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請を除く。
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	1件	10,000円	当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合の申請及び同一の事業所において一体的に同種のサービスを行うために指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請と同時にを行う指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請を除く。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。